

院長の悩みを一発解決! 見違えるほど医院経営が安定します! 医院経営/病院経営コンサルティング

～医療広告の仕掛けから、病院組織の改革、医療法人の節税まで提案する税理士法人～

HOME

初回相談料の特典はこちら

日本中央税理士法人 / 株式会社日本中央会計事務所

会社所在地 東京都港区西新橋2-6-2 ザイマックス西新橋ビル3F



コンサルタント必見の書籍
医院経営のカラクリ



A あなたの悩みを解決!

集患/増患のための
医療広告と
ホームページの作り方

患者との
コミュニケーションが
苦手な先生でも大丈夫

医師1人あたり
1億円の医業収益を
確実に実現する方法

医院の所得税、
医療法人の法人税、
消費税の節税手法

医院病院の相続税対策
と事業承継対策は
早い方がよい

看護師と社員を上手に
操縦するための
ルール作り

徹底的な経費削減を
行くと、医療経営が
効率化できる

資金調達により
医院・病院の
資金繰りを改善する

成功できる医院開業や
分院の出店場所の
選定方法は?

医療法人制度の
基礎知識と
理事長がやるべきこと

医療法人の
メリットを最大限に
活かす方法

医院・病院の
成功するM&Aの
手法を大公開

会社概要

プライバシーポリシー

管理者プロフィール

書籍の紹介

医院経営/病院経営コンサルティング > 医療法人制度の基礎知識と理事長がやるべきこと > 医師や歯科医師の診療業務を委託できるのか？

2020/10/10
医師や歯科医師の診療業務を委託できるのか？



院長先生から、「医師や歯科医師の診療業務について、業務委託契約を締結できないのか?」と聞かれることが、あります。

業務委託料を受け取った医師や歯科医師は確定申告するのですが、必要経費を算入することができ、雇用契約による給料よりも、所得税を減らせることが多いと予想されます。また、所得税がそれほど変わらなくても、社会保険に加入しなくてもよくなれば、医師国保への加入が可能となり、医院や病院にとっても負担が軽減されるため、やはりメリットがあります。

診療業務は「委託できない」という意見を聞くことがあります。医師や歯科医師から、「病院に業務委託契約を締結するように依頼したところ、断られた」という話も聞きます。実は、医師や歯科医師の診療業務を委託できるのかは、医療法に規定されています。

医療法第十五条の三
病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。

2 病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくははよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

上記の医療法第15条の3第2項において、私がアンダーラインを引きましたが、

「医師若しくは歯科医師の診療～を委託しようとするときは、～」

と定義されています。

ということで、医療法上、医院や病院が、医師や歯科医師と業務委託契約を締結して、診療業務を委託することはできます。

さらに、下記の表は、東京都福祉保健局医療政策部医療安全課が作成している「令和2年度病院自主管理チェックリスト」の一部となります。

医院を開めたい方
事業承継者がいない方
こちらをクリック!

コチラも確認!
今すぐできる!
15秒の無料ダウンロード
明日から変わる! 「あなたの医院や病院の利益が、確実に、2倍になる方法」

歯科医院の経営に
特有な
戦略&テクニックを
知りたい方へ
歯科医院に特化した特別な戦略をご用意しております。

当社に相談
したい方は
コチラから
節税対策・税務調査のセカンドオピニオンも出しています。

現場でよく聞く Q&A

医院や病院が移転するとき、どこまで荷物の原状回復義務があるのか?

自費診療を行うときに、同意書は必要なのか?

患者に対する未収金は、どうすれば回収できるのか?

専門医に支払う報酬は、源泉徴収が必要になるのか?

医院や病院の古い看板を変えるときに、診療科名は何でもよいのか?

キーワード検索: 検索

雑誌掲載



ZAI (2021.3) ダイヤモンド社



参照箇所

書籍紹介
シリーズ
23万部突破!
BATTLE OF SALARY
給料戦争
竹内謙礼 著
著者: 青木寿幸 / 竹内謙礼
価格: 825円 (税込)

amazonへ



著者: 青木寿幸 / 竹内謙礼
価格: 924 円 (税込)

amazonへ



著者: 青木寿幸 / 竹内謙礼
価格: 823 円 (税込)

amazonへ



著者: 青木寿幸 / 竹内謙礼
価格: 778 円 (税込)

amazonへ



著者: 青木寿幸
価格: 1,944 円 (税込)

amazonへ



著者: 青木寿幸
価格: 1,540 円 (税込)

amazonへ



著者: 青木寿幸
価格: 1,980 円 (税込)

amazonへ

2	厚入れ時の確認及び手続き 職員の貸し入れ時は、関係書類の確認及び適切な手続きを行っている。				
1	<input type="checkbox"/> 免許証の原本確認 <input type="checkbox"/> 労働時間の確認又は労働条件の明示 <input type="checkbox"/> 人材派遣会社等からの医療従事者の派遣 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 医師、歯科医師、看護師等が行う医療関連業務の委託 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	いる	いない	不明	不明

上記において「医師、歯科医師、看護師等が行う医療関連業務の委託」の有無のチェック欄があります。そもそも、業務委託ができないのであれば、このようなチェックを付けさせることもありません。

つまり、医療関連業務を委託できることを前提にしているのです。

ただし、注意点もあります。
それは、病院には医師や看護師の人員基準があることです。

一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床などに分けて、患者に対して必要となる医師や看護師の数が決められています。このとき、診療業務を委託していると、主務官庁である都道府県によって判断が変わる可能性はありますが、基本的には、この人員に含めることができないと考えるべきです。

そのため、病院としては人員の確保のため、診療業務の委託は行っておらず、医師と歯科医師とは雇用契約のみしか締結しないというルールを作っていることもあります。その場合には、雇用契約を締結するしかありません。

一方、診療所には人員基準がありません。
そのため、診療所を営む個人院長先生又は医療法人と、医師又は歯科医師が業務委託の契約を締結するのは、まったく問題ないはずですが。

それでは、医師や歯科医師が株式会社を設立して、その取締役役に就任して、医院や病院と診療業務について、業務委託契約を締結することはできるのでしょうか？

これも、医療法第15条の3第2項で、個人にのみ委託できるとしていませんので、株式会社と診療業務について業務委託契約を締結することができますと言えます。

ただし、業務委託契約書に「実行するのは、医師又は歯科医師に限る」という条項は必要になると考えます。

ここまででは、医院や病院が委託できる業務を解説しましたが、逆に、できない業務も医療法で定められています。先ほどの医療法第15条の3第2項において、「入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは～厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託」と定められていました。

この政令とは、下記の医療法施行令第4条の7を指しています。

医療法施行令第4条の七(診療等に著しい影響を与える業務)	
法第十五条の三第二項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。	
一	医療機器又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
二	病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
三	患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
四	厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
五	医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務
六	患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
七	医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

上記において、一号が「衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務」、六号が「寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務」、七号が「医師若しくは歯科医師の診療～入院の用に供する施設の清掃の業務」となっています。

ということで、医院や病院が消毒、洗濯、清掃の業務をMS法人に委託するときには、「厚生労働省令で定める基準に適合するもの」に該当しなければなりません。

ZAI
(2020.3)
ダイヤモンド社



ZAI
(2019.3)
ダイヤモンド社



週刊朝日
(2014.12.19)
朝日新聞出版



ZAI
(2018.3)
ダイヤモンド社



PRESIDENT
(2013.1.14)
プレジデント社



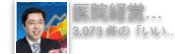
ANTENA
(08 Jun vol.05)
株式会社アンテナ



R25
(07/09/07~
07/09/13号)
リクルート



PRESIDENT
(2009.9.14)
プレジデント社



このページに「いいね！」
3,073件の「いいね！」

そして、「厚生労働省令で定める基準」とは、「病院、診療所等の業務委託について」(平成五年二月一五指第一四号)において定められています。一般的に、MS法人がこの基準を満たすことは難しく、もし無視して委託していると医療法違反となります。

そのため、経理や従業員の研修などの業務をMS法人に委託するのは問題ないですが、消毒、洗濯、清掃の業務を委託することは止めるべきです。

また、これはよく知られていますが、医療機器のリースや販売については、医療機器の種類によって、高度管理医療機器販売業・貸与業の許可、又は管理医療機器販売業・貸与業の届出が必要となります。こちらは、医療法ではなく、薬事法で定められているものとなります。

それでも、MS法人から該当する医療機器を借りていて、かつ許可や届出を行っていないければ、法令違反となります。そのため、現時点で違反している場合には許可や届出を行うか、もしくは、医療機器を医院や病院に売却してしましましょう。

なお、該当する医療機器の分類については、「平成17年3月10日付厚生労働省告示第71号及び同日11日付同省告示第78号」で示されています。

3,073 いいね!

ツイート

RSS

ページTOPへ

3,073 いいね!

シェア ツイート シェア はてブ

第三者視点の私たちにしかできないことを、ご提案します

私たちは、多くの個人医院、医療法人の顧問を行わせて頂いておりますが、医療に特化した会計事務所ではありません。だからこそ、他の業種で使われていて、医院や病院が儲かるために、取り入れるべき手法があれば、提案することもできるのです。ぜひ、一度、ご相談ください。

☎ **03-3539-3047**

WEBのお問合せは24時間受付中!

受付時間 / AM9:00~PM6:00(平日)
担当税理士/青木寿幸

お問い合わせはこちら

初回相談料が無料になる特典をご用意しています!
通常は相談料1時間5万円(消費税別)

初回相談料の特典はこちら [こちらをクリック!](#)



株式会社 相続税申告会/日本中央税理士法人

ご相談がある方は、上記までご連絡いただき、面談の日時をご予約下さい。
担当者は税理士 青木。場所は弊社の会議室。相談料は、60分50,000円となります。

日本中央税理士法人/株式会社日本中央会計事務所 会社所在地 〒105-0003 東京都港区西新橋2-6-2 ザイマックス西新橋ビル3F TEL: 03-3539-3047 FAX: 03-3539-3048

Copyright(c)2011 Japan Central Accounting Firm. All Rights Reserved. / Designed by [ホームページ制作 大坂クラウドワークス](#)